

(別紙)

法第3条第3項第2号の掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：全域
- (イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第41条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)：全域
- (ウ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域：全域
- (エ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域：八幡浜市大島

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満。

- (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）している場合。
- (b) 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在する場合。
一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合。
- (c) 団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在する場合。
1 ha 以上の団地に急傾斜の田と緩傾斜の畑が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合。
- (d) 高齢化率・耕作放棄率の高い集落に存在する農用地
高齢化率が 40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落にある農用地である場合。

$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、今後育成すべき農業者として市長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

協定農用地において地目変換が必要と認められる場合は地目変換を行うことができるものとする。